

浪江町農業委員会総会議事録 (令和 6 年 9 月定例会)

1 開催日時 令和 6 年 9 月 19 日 (木) 午後 1 時 30 分 から 午後 2 時 05 分

2 開催場所 浪江町防災交流センター

3 出席委員 (12人) 欠席委員 (0人)

会長	4番	菅野 富美恵	(出)
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	(出)
委員	2番	松田 孝司	(出)
	3番	岡 高志	(出)
	5番	中野 弘寿	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	高野 順	(出)
	8番	加藤 修	(出)
	9番	川島 優	(出)
	10番	柴野 正男	(出)
	11番	武藤 栄治	(出)
	12番	三瓶 徳久	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員 (17人)

浪江地区担当	畠山 行男	大堀地区担当	山田 勝広
浪江地区担当	佐川 洋一	大堀地区担当	半谷 祥一
浪江地区担当	緒形 亘	苅野地区担当	高野 諭吉
幾世橋地区担当	鎌田 光男	苅野地区担当	吉田 あや子
幾世橋地区担当	廣内 忍	苅野地区担当	笠井 宏光
幾世橋地区担当	安部 正之	津島地区担当	今野 勝彦
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	津島地区担当	三瓶 禎信
請戸地区担当	脇坂 薫		
請戸地区担当	荒川 勝己		
大堀地区担当	遠藤 定郎		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権移転)	2 件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (賃借権設定)	2 件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権移転)	2 件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (賃借権設定)	2 件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件	1 件
議案第6号	現況確認証明申請に対し審議の件	1 件
議案第7号	浪江町農業委員の農地利用最適化推進委員の委嘱について	

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	吉田 奈津子
事務局員	西谷地 勝成

議長

それでは、只今より 9 月定例会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は 12 名でございます。また、推進委員数は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。

まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり、3 番岡委員および 12 番三瓶委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1 番についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議則第 18 条の規定により、荻野地区〇〇推進委員の退席を求めます。

暫時休議します。

(〇〇推進委員 退席)

再開します。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 1-1 ページ 1 番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願いします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高野推進委員

荻野地区担当の高野です。

双方に確認が取れましたので報告いたします。申請農地は、譲受人〇〇さんの農地に隣接した土地であり、3 年ほど前から譲渡人〇〇さんから委託を受け耕作していた農地であります。今回、〇〇さんが高齢であり後継者がいないことから売却の申し出があったということでございます。農作業従事要件につきましては、〇〇さんは現在、果樹、たまねぎ、水稻栽培などを行っており、これまでの農業経験や農機具の所有状況などから問題なく管理利用できるものと認められます。また、地域との関係につきましても、〇〇さんは 2 つの水路維持管理組合の監事も務めており、地域との調整にも積極的に協力しております。以上聞き取り調査の結果、要件を満たしていると考えられます。皆さま審議の程よろしく

お願いします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑なし)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第1号1番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
議案第1号1番は原案のとおり承認を与えます。

ここで〇〇推進委員の入室を認めます。
暫時休議いたします。
(〇〇推進委員 入室)
再開いたします。

つづきまして、
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 賃借
権設定 1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書2-1 ページ1番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願いします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いいたします。

木幡推進委員

幾世橋地区の木幡と申します。
〇〇さんですが、高齢になり、あと震災後、農地に関する耕作の方も手
薄になっていて、機会があれば人をお願いしたいという希望がありました。
〇〇さんという方は、浪江町へ移住希望ということで以前説明を聞いて
いた方です。それで、浪江町に農地を求めたいという話をしている中で
〇〇さんの名が出て、話をしたということでございます。あと、この〇
〇さんという方は新規就農者ということですが、今まで埼玉県に居住し
ていて農業についてはあまり知らないということでした。作物について

は、樹木のザクロを作ってみたいとか、野菜としてニンジンとか、その他の物も、まずは小規模から作っていった徐々に今後増やしていきたいと話しておりました。農地としては、広い農地なので耕作するにはどうするのか聞いてみると、農機具屋さんの話を聞くとか、近所の方の指導を受けながら実施したいとおっしゃっていて、意欲のある方だと思います。移住に関する手続きにつきましては、今やっている最中だと聞きましたので、ご審議よろしくおねがいします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 2 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 2 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 3-1 ページ 1 番読み上げ)

申請地の位置について 3-8 ページをご覧ください。県道長塚請戸浪江線から南へ 50m ほど入った、申請者自身が〇〇をつとめる(有)〇〇近くの農地です。

農地の種類は、周辺を宅地に囲まれた小集団の生産性の低い農地となりますので、第 2 種農地 に該当します。

第 2 種農地は、当該農地に代えて 周辺の他の土地では事業の目的が達成できない場合に許可できるものとなっておりますが、転用目的により事業地が限定されるような合理的な理由があり、候補地を選定する必要性が乏しく、さらに 4 条申請において、他の土地を求めることが申請者にとって著しい不利益を与えると判断される場合は、代替地がないと判断しても差し支えないという 県からの指導がありました。

今回、事業所に隣接する土地に従業員用駐車場を整備する計画で、事業地が限定されており、他の土地を求めることは、申請者にとって不利益になると判断されるため、代替地の検討はされておられません。このことにより、立地基準は問題ありません。

土地利用計画図は 3-11 ページをご覧ください。筆の半分ほどを今回転用し、7 台分の駐車場として整備する計画となっております。

一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

また、排水や日照等、周辺への影響は特段問題ないと考えられます。

本案件は、福島県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を付して、県へ進達します。

説明は以上です。よろしくお願いします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

鎌田推進委員 幾世橋地区担当の鎌田と申します。

9 月 13 日話をいたしました。営業拡大に伴い、現在の駐車場では狭く、うまく駐車が出来なくなるため、現在事務所北側の畑の一部を駐車場にするため今回の申請に至っております。先ほど話がありましたように、駐車場から出る排水については、町道に設置してある U 字溝の方に流すことが決まっています。現在も駐車場として町道を通行しており、出入りに関しても隣近所に迷惑をかけることもないということで審議の程よろしくお願いいいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員 6 番小澤です。

ただいま説明がありました通り、計画平面図 3-11 ページ、計画平面図に基づいて現地を確認いたしました。内容的には説明があった通りでありまして、今回申請のあった南側の○-○の駐車場のところ、現行の駐車場が手狭になったということでの拡張の申請でありまして、特段問題は無いのかなと確認いたしました。皆さんの審議の程よろしくお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 3 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 3 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件
所有権移転 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 4-1 ページ 1 番読み上げ)

・4-5 ページ差し替え (追加・差し替え資料②)

「6 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要」に、用排水路への土砂流出対策、除草について追記がありました。また、それに伴い波板の設置イメージの写真の提出がありましたので、追加で配布しています。

・4-7 ページ差し替え (〃)

「⑨取水又は排水計画及び水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意状況」に、土砂流出の対策、除草について追記がありました。

・調整状況報告書の追加 (〃)

西側の水路について、「立野水路維持管理組合」への事業説明の結果が追記されています。

本件は、(株)〇〇〇が関わる野立ての太陽光発電設備設置にかかる申請です。

先月、申請地の西側に位置する水路について、管理者への事業説明がなされておらず、土砂流出対策について申請書上の記載が不十分であるとのことで継続審議となりました。

申請地の位置について 4-8、4-9 ページをご覧ください。県道 34 号線から東へ 500m ほど入ったところにある農地です。

農地の種類は、周辺を宅地や山林に囲まれた小集団の生産性の低い農地となりますので、第 2 種農地 に該当します。

4-15 ページをご覧ください。第 2 種農地は、当該農地に代えて 周辺の他の土地では事業の目的が達成できない場合に許可できるものとなって

おりますが、他の土地と検討したが当該地しか適当な土地が無かったという検討がされておりますので、立地基準は問題ありません。

土地利用計画図は 4-11 ページをご覧ください。東側の細長い雑種地を併用地として、太陽光パネル 100 枚の設置と周辺をフェンスで囲い、西側にはさらに波板を設置する計画となっております。

一般基準の資力については、通帳の写しを提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

また、提出された書類上は、排水や日照等、周辺への影響は特段問題ないと考えられます。

当委員会で提出を求めている書類については、4-50 ページが確約書、4-51 ページと本日追加で配布したものが調整状況報告書となっております。

本案件は、福島県知事が許可権者となっておりますので、当委員会の意見を付して、県へ進達いたします。

説明は以上です。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

吉田推進委員 荻野地区担当の吉田です。

先月と同様で、譲受人〇〇〇さんとは電話で確認が取れました。太陽光発電に適した土地を広範囲でいろいろな方法で探していたところ、〇〇さんの方から連絡があり、図面下の申請地を調査したところ、適しているので申請に至りました。転用後の雑草対策は〇〇〇の方で除草を実施するということです。今回追加で、用水路への土砂流失を防ぐために、用水路側の農地に波板を設置するということを現地で確認いたしました。

譲渡人〇〇さんとは、先月同様入院中のようなので娘さんと話をしました。〇〇さんは以前に農地をどうにかしたいと思っていたところ、〇〇〇から太陽光発電の話を聞き、申請地が太陽光発電に良いということを聞き決めたものでした。室原に家も無く、自分自身でも管理もできない、後継者も居ない、今世話をしている娘さんも地元に住んで居ない。〇〇さんからも頼まれているので、今回の申請の件はよろしく願いますとのことでした。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員

6 番小澤です。

9 月 13 日現地を確認いたしました。事務局並びに推進委員の方から話がありました通り 8 月の継続審議となった案件であります。差し替え資料に記載してあります通り波板を設置して土砂の流失を防ぐ。それでも万が一流失があった場合は、撤去するというふうな文言も記載されております。また、調整状況報告書も添付されておりますので、8 月の継続案件の問題はクリアになったと現地で確認しましたので、皆さんの審議よろしくをお願いします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 4 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立過半数であります。よって議案第 4 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第 5 号 現況確認証明申請に対し審議の件 1 番から 14 番まで、関連しておりますので一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは一括審議といたします。

議案第 5 号 現況確認証明申請に対し審議の件 1 番から 14 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 5-1 ページ 1 番から 14 番 読み上げ)

議案第 5 号 1 番から順に読み上げます。

各申請地の位置は、案内図と表記されているページをご覧ください。
東北電力(株)が浪江・小高原子力発電所用地として取得した土地について、建設計画がなくなり、一部は町へ譲渡され福島水素エネルギー研究フィールドなどが建設されています。残っている土地のなかで、東北電力へ土地を提供して以降耕作をしておらず、森林化し現在に至るところが今

回の申請地となっています。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

鎌田推進委員 幾世橋地区担当の鎌田と申します。
私が担当したのは1番から6番までとなっております。9月14日電話にて確認を取っています。今説明にもありましたように、浪江・小高原子力発電所用地として提供してからは、耕作管理を一切していないため、現在は山林化しているということで地目変更をしたいと伺いました。審議よろしくお願いします。

議長 木幡推進委員をお願いします。

木幡推進委員 私は7番から14番までです。訪問し、確認を取りました。説明があった通り東北電力の用地になって以来耕作等をしておりませんので、森林化し、崖で崩落の危険があるため耕作していないとのことでした。地目変更をお願いしたいということでした。審議よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

加藤委員 8番の加藤です。
現地確認をさせていただきました。現場を見てみましたら、本当に想定以上に山林化している状態で、これを農地に変えることになりましたら莫大な費用も掛かかりますし、地権者さんの自己負担も多く、地権者さんから申請もありましたように地目変更をお願いしたいということでした。現地を見る限り、私としては、これは致し方ないのかなというふうの確認をいたしました。審議の程よろしくお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第5号1番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 5 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 5 号 3 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 3 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 5 号 4 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 4 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 5 号 5 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 5 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 5 号 6 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 6 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 5 号 7 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 7 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 5 号 8 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 8 番に原案のとおり承認を与えます。

ます。

つづきまして、議案第 5 号 9 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 9 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 5 号 10 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 10 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 5 号 11 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 11 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 5 号 12 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 12 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 5 号 13 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 13 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 5 号 14 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 14 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第 5 号 現況確認証明申請に対し審議の件 15 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 5-2 ページ 15 番読み上げ)

・ 5-94・95 ページ差し替え (追加・差し替え資料③)

5-95 ページについて㊸の撮影箇所が抜けており差し替えとなります。5-115 ページ以降の写真に振られている番号にあわせて、撮影位置を記した図面(左下に(別紙 3)と記載のあるもの)が追加で提出がありました。

申請地の位置は、5-93 ページをご覧ください。国道 6 号線沿いのスポーツ施設、〇〇〇があった西側と北西にある農地です。

5-85 ページより非農地化した経過の記載があります。昭和 61 年にスポーツ施設などが建設されて以降、耕作はしなくなり原野化し現在に至ることです。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

松本推進委員

藤橋担当の松本です。

代理人〇〇さんからの非農地化依頼について説明をさせていただきます。〇〇さんには電話を入れたんですが、直接話が出来ませんでした。13 日現地を〇〇弁護士共々現地を確認してきました。その際、弁護士さんの方から、依頼人〇〇さんの意向について説明を受けましたのでその旨報告したいと思います。今説明がありましたように、5-96 ページを見ていただきたいと思います。前方にある斜線のところが国道 6 号線で、その中に建物として〇〇〇がありまして、その西側に〇〇〇-〇と〇〇〇-〇が、赤い印で場所が示されていると思います。61 年 2 月以降〇〇〇が営業し、それから 2 筆については、耕作放棄地になっていたという事ではないかということでした。

その後、平成 23 年に東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされ営業が休業となりました。平成 26 年から 29 年まで環境省によります放射性廃棄物の仮置き場として利用されました。その際、この 2 筆についても環境省の扱いとしては、空き地としての扱いで、仮置き場として利用されていたという事です。その後、31 年 2 月 6 日〇〇〇の施設が取り壊されまして現在駐車場となっております。舗装された部分だけが残っている状況でありました。この 2 筆につきまして 13 日現場確認し、状況を見てきました。〇〇〇-〇の現況が、前の方は草むらで生い茂って、後ろの方には大分太い木が茂っておりまして、本当に原

野という状況でした。続きまして、〇〇〇-〇とこちらの方も前の方には草むらが生い茂っていて、後ろにはやはり太い木が生い茂っておりまして、とても農地としては考えられないような状況でした。このような状況を踏まえまして、〇〇さんには、人も農機具などありませんので、農地への復元は無理だろうということで、非農地として検討をよろしくお願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

加藤委員 8 番の加藤です。
9 月 13 日現地調査をしまして、推進委員の方からご説明がありましたように、仮置き場をしていた時は草が無いような状態になっていたと思うんですけど。その奥はかなり山林のような状態になっています。そこを耕作するような農機具も無く、農地として耕作することは難しいと私は確認いたしました。それで申請者の方がこれは非農地だという事を申請されているのであれば、やもう得ないのかなと確認いたしました。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 5 号 15 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 5 号 15 番に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和 6 年 9 月 19 日

開始時刻 午後 1 時 30 分

終了時刻 午後 2 時 05 分

議 長

議事録署名人 (3 番)

議事録署名人 (12 番)